

2009年12月10日
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

身体障害者手帳，療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付の
手続に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集
すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知
の省略，目的外に提供すること及び利用させること並びに目的
外に提供すること及び利用させることに伴う本人通知の省略並
びにコンピュータ処理について（答申）

2009年12月4日付けで諮問（第419号）された身体障害者手帳，療育手
帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付の手続に関することに係る個人情報を本人以
外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の
省略，目的外に提供すること及び利用させること並びに目的外に提供すること及び
利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり
答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (3) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は，「3審議会の判断理由」の(3)に述べるところにより認められる。
- (4) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。条例第12条第5項の規定による目的外に提供すること

に伴う本人通知を省略する合理的理由は、「3 審議会の判断理由」の(4)に述べるところにより認められる。

- (5) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報をも本人以外から収集する必要性、目的外に提供する及び利用させる必要性、本人以外のもから収集すること、目的外に提供する及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経緯

平成7年の阪神・淡路大震災では、6,000人以上の方が犠牲になったが、その半数は災害時要援護者といわれる高齢者や障害者等であった。

こうしたことから、本市では「地震災害時における災害時要援護者支援マニュアル」を策定し、地震発生後直ちに、地区防災拠点応援職員や民生委員が災害時要援護者の安否確認等を行う体制を整えている。平成14年3月に藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問をし、災害時要援護者の安否確認等の業務にかかる個人情報の目的外利用及び外部提供を認める旨の答申第102・103号を受けている。

しかし、現体制では、民生委員と地区防災拠点応援職員だけによる災害時要援護者の支援となっており、迅速な安否確認や救出等が十分に行えるという状況ではない。より迅速な安否確認等を行うためには、自主防災組織など、身近な地域での協力が必要不可欠であり、そのためには、避難支援を必要とする災害時要援護者の情報を自主防災組織などに事前に提供する必要がある。

そこで、災害時要援護者の情報を自主防災組織などに事前に提供できるよう諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に提供する必要性について

現在の民生委員と地区防災拠点応援職員だけによる災害時要援護者の支援は、迅速な安否確認や救出等が十分に行えるという状況ではない。より迅速な安否確認等を行うためには、自主防災組織など、身近な地域での協力が必要不可欠であり、そのため、避難支援を必要とする災害時要援護者の情報を自主防災組織などに事前に提供する必要がある。

阪神・淡路大震災では、近隣の方たちが互いに安否確認・救出活動を行ったことにより、死傷者を最小限に食い止めた例もあり、近隣での助け合いの重要性が再認識されている。国においても「災害時要援護者の避難支援ガイドライ

ン」を策定し、要援護者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、要援護者に関する情報を平常時から収集し、ファイル等で管理・共有するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画を策定する必要があるとしている。

本市では、本年4月から保健医療福祉課、災害対策課の職員が市内の各地域に出向き、避難支援体制を整えるようお願いをしているが、その中で、要援護者の所在がわかる情報を提供されないと効果的な避難支援体制が整備できないという多くの意見も得ているところである。

(3) 目的外に提供する個人情報の提供先

自主防災組織の会長。

ただし、誓約書の提出があったところにのみ提供することとする。

提供した名簿について、定期的に行われる自主防災組織の会合等の機会をとらえて個人情報の保護について指導を行う。

名簿は、年1回更新し、更新時においては以前に配付したものを回収する。

会長が交代したときは、前任者へ提供した名簿を一旦回収し、新会長に対し誓約書を提出後に提供する。

名簿の提供を受けた自主防災組織の会長は、民生委員とともに要援護者宅を訪問し直接本人と面談の上、避難支援希望の有無や避難支援方法等の確認を行うとともに避難支援者への情報提供について同意を得ることとする。

(4) 目的外に提供する個人情報

ア 身体障害児者（視覚6級以上）

イ 身体障害児者（聴覚6級以上）

ウ 身体障害児者（上肢1～2級）

エ 身体障害児者（下肢1～3級）

オ 身体障害児者（体幹1～3級）

カ 知的障害児者（A1. A2. B1）

キ 知的障害児者（重複障害）

ク 身体障害者（腎機能障害1級）

ケ 知的障害児者（B2）

上記アからケの①住所または居所、②氏名を提供する。

提供する個人情報は必要最小限とし、避難支援を行う場合の注意すべき事項等の詳細情報は、面談の上直接本人から収集する。

(5) 個人情報を本人以外から収集する必要性について

災害時要援護者のデータは、高齢福祉課、障害福祉課、介護保険課でそれぞれが重複する可能性がある。そこで、重複を避けるため、出力する優先順位を、①高齢、②障害、③介護の順で処理する。このため、障害福祉課については高

齢福祉課との重複をチェックする必要がある。この処理を迅速かつ効率的に行うため、高齢福祉課所管の、ひとり暮らし高齢者（75歳以上）、ねたきり高齢者（65歳以上）、高齢者のみ世帯（75歳以上）のデータについて、個人情報をも本人以外から収集するものである。

(6) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

災害時要援護者のデータは、高齢福祉課、障害福祉課、介護保険課でそれぞれが重複する可能性がある。そこで、重複を避けるため、出力する優先順位を、①高齢、②障害、③介護の順で処理する。この処理にあたり、介護保険課では高齢福祉課と障害福祉課との重複をチェックする必要がある。このことから迅速かつ効率的に処理を行うため、前述（4）目的外に提供する個人情報のアからケのデータについて、介護保険課に個人情報を目的外に利用させる必要がある。

(7) 個人情報を目的外に提供すること及び本人以外から収集すること並びに目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

通知すべき対象者が約6,000人と多数であり、目的外のために提供等をする管理情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることから、本人通知を省略するものである。なお、事前に市の広報に目的外に提供する旨を掲載する予定である。

(8) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

災害時要援護者（ひとり暮らし高齢者（75歳以上）、ねたきり高齢者（65歳以上）、高齢者のみ世帯（75歳以上）、身体障害児者（視覚6級以上、聴覚6級以上、上肢1～2級、下肢1～3級、体幹1～3級）、身体障害者（腎機能障害1級）、知的障害児者（A1. A2. B1. B2. 重複障害）、介護保険の要介護3以上）は、延べ20,000人と多く、さらに重複している場合があるため、迅速かつ正確に処理するためにはコンピュータによる処理が必要と考える。また、出力についての優先順位は、①高齢、②障害、③介護の順とする。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

身体障害児者（視覚6級以上、聴覚6級以上、上肢1～2級、下肢1～3級、体幹1～3級）、身体障害者（腎機能障害1級）、知的障害児者（A1. A2. B1. B2. 重複障害）の、

(ア) 住所または居所

(イ) 氏名

ウ 出力物

対象者リスト（住所または居所、氏名）

エ 安全対策及び日常的な処理体制

保健福祉総合システムについては、非公開系ネットワークとして構築しているため、外部との接続を行わない。そのため、外部からのアクセスを許可せず、個人情報の漏洩について防止している。

また、今回のコンピュータ処理については、個別のデータについてはコンピュータ内に記録は行わず、また、新たなファイルを作成するものではない。対象者リストを出力後は処理に用いたデータはすべて消去される。

なお、処理においてはIT推進課における処理を前提とし、保健福祉総合システムでの身障・知的登録台帳から必要情報を抽出し、業務処理に必要な出力を行うものである。

(8) 実施時期

平成22年1月末予定。

(9) 提出資料

- ア 資料1 コンピュータ処理フロー
- イ 資料2 個人情報取扱事務届出書
- ウ 資料3 災害時要援護者の避難支援体制概略図
- エ 資料4 災害時要援護者名簿受領書
- オ 資料5 災害時要援護者避難支援調査票（避難支援プラン）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(5)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外から収集する必要性について

災害時要援護者のデータは、高齢福祉課、障害福祉課、介護保険課でそれぞれが重複する可能性がある。そこで、重複を避けるため、出力する優先順位を、①高齢、②障害、③介護の順で処理する。このため、障害福祉課については高齢福祉課との重複をチェックする必要がある。この処理を迅速かつ効率的に行うため、高齢福祉課所管の、ひとり暮らし高齢者（75歳以上）、ねたきり高齢者（65歳以上）、高齢者のみ世帯（75歳以上）のデータについて、個人情報を本人以外から収集するものである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外から収集する必要があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

災害時要援護者のデータは、高齢福祉課、障害福祉課、介護保険課でそれぞれが重複する可能性がある。そこで、重複を避けるため、出力する優先順位を、①高齢、②障害、③介護の順で処理する。この処理にあたり、介護保険課では

高齢福祉課と障害福祉課との重複をチェックする必要がある。このことから迅速かつ効率的に処理を行うため、目的外に提供する個人情報について、介護保険課に個人情報を目的外に利用させる必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させる必要性があると認められる。

(3) 個人情報を目的外に提供する必要性について

現在の民生委員と地区防災拠点応援職員だけによる災害時要援護者の支援は、迅速な安否確認や救出等が十分に行えるという状況ではない。より迅速な安否確認等を行うためには、自主防災組織など、身近な地域での協力が必要不可欠であり、そのため、避難支援を必要とする災害時要援護者の情報を自主防災組織などに事前に提供する必要がある。

国においても「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を策定し、要援護者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、要援護者に関する情報を平常時から収集し、ファイル等で管理・共有するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画を策定する必要があるとしている。

本市では、本年4月から保健医療福祉課、災害対策課の職員が市内の各地域に出向き、避難支援体制を整えるようお願いをしているが、その中で、要援護者の所在がわかる情報を提供されないと効果的な避難支援体制が整備できないという多くの意見も得ているところである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。ただし、個人情報を自主防災組織の会長に提供するに当たっては、①当該自主防災組織が、組織体制と責任体制の実質を備えるものであって条例第56条に規定する事業者とみなし得るものであること、②当該自主防災組織及びその会長に対し個人情報保護に係る研修及びその他必要な処置を行うとともに、自主防災組織に対する個人情報の提供状況及び研修の実施状況並びに当該自主防災組織における情報の利用状況を、毎年、当審議会に報告することを条件とするものである。

(4) 個人情報を本人以外から収集すること及び目的外に利用させること並びに提供することに伴う本人通知の省略について

目的外のために提供等をする管理情報の内容は重要なものであるが、通知すべき対象者が約6,000人と多数であり、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることから、本人通知を省略するものである。なお、事前に市の広報に目的外に提供する旨を掲載する予定である。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外から収集すること及び目的

外に利用させること並びに提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。ただし、本人が適切に個人情報の提供に関与し得るよう、当該広報には、提供に異存のある場合は申し出るよう記述することを条件とするものである。

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

災害時要援護者(ひとり暮らし高齢者(75歳以上)、ねたきり高齢者(65歳以上)、高齢者のみ世帯(75歳以上)、身体障害児者(視覚6級以上、聴覚6級以上、上肢1～2級、下肢1～3級、体幹1～3級)、身体障害者(腎機能障害1級)、知的障害児者(A1. A2. B1. B2. 重複障害)、介護保険の要介護3以上)は、延べ20,000人と多く、さらに重複している場合があるため、迅速かつ正確に処理するためにはコンピュータによる処理が必要である。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要があると認められる。

イ 安全対策及び日常的な処理体制

保健福祉総合システムについては、非公開系ネットワークとして構築しているため、外部との接続を行わない。そのため、外部からのアクセスを許可せず、個人情報の漏洩について防止している。

また、今回のコンピュータ処理については、個別のデータについてはコンピュータ内に記録は行わず、また、新たなファイルを作成するものではない。対象者リストを出力後は処理に用いたデータはすべて消去される。

なお、処理においてはIT推進課における処理を前提とし、保健福祉総合システムでの身障・知的登録台帳から必要情報を抽出し、業務処理に必要な出力を行うものである。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上

